

議 会 運 営 委 員 会

令和6年2月26日（月）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 5月臨時会、6月定例会の日程について
- 3 オンライン委員会に係る条例等の規定の整備について
- 4 令和7年度議会費予算要望について
- 5 尾張旭市議会BCPについて
- 6 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会 付議事件一覧、議案の概要
- 4 令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会 質問一覧（答弁者なし）
- 5 令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表
- 6 陳情文書表
- 7 予算決算特別委員会の進行

【議題2 資料】

- 8 令和6年5月臨時会・6月定例会日程（案）

【議題3 資料】

- 9 尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 10 正副委員長案に係る各会派意見

【議題4 資料】

- 11 令和7年度議会費予算要望一覧

【議題5 資料】

- 12 尾張旭市議会BCP（案）
- 13 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」に係る各会派の意見について

【議題6 資料】

なし

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期25日間）

開催日	曜日	開議時間	会議名	日	程 等
第1日	2月27日	火	午前9時30分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 施政方針演説 6 第1号議案から第15号議案まで 及び第17号議案から第30号議案まで 上程、提案理由の説明 7 第16号議案 上程、提案理由の説明、質疑、討論、 採決又は委員会付託 8 同意案第1号から同意案第3号まで 上程、提案理由の説明
第2日	2月28日	水		休 会	
第3日	2月29日	木		〃	
第4日	3月1日	金		〃	
第5日	3月2日	土		〃	
第6日	3月3日	日		〃	
第7日	3月4日	月		〃	
第8日	3月5日	火	午前9時30分	本 会 議	1 一般質問
第9日	3月6日	水		休 会	
第10日	3月7日	木	午前9時30分	本 会 議	1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 陳情
第11日	3月8日	金	〃	〃	4 陳情
			本会議終了後	予算決算特別委員会 (全 体 会)	総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 各分科会への割り振り
第12日	3月9日	土		休 会	
第13日	3月10日	日		〃	
第14日	3月11日	月		〃	
第15日	3月12日	火		〃	
第16日	3月13日	水	午前9時30分	福祉文教委員会	付託議案等の審査
			福祉文教委員会 終了後	予算決算特別委員会 福祉文教分科会	付託議案の審査
第17日	3月14日	木	午前9時30分	都市環境委員会	付託議案等の審査
			都市環境委員会 終了後	予算決算特別委員会 都市環境分科会	付託議案の審査
第18日	3月15日	金	午前9時30分	総務委員会	付託議案等の審査
			総務委員会 終了後	予算決算特別委員会 総務分科会	付託議案の審査
第19日	3月16日	土		休 会	
第20日	3月17日	日		〃	
第21日	3月18日	月	午前9時30分	予算決算特別委員会 (全 体 会)	各分科会会長審査報告及び報告に対する質疑 討論、採決
			予算決算特別委 員会(全体会) 終了後	議 会 み ら い 創 造 特 別 委 員 会	
第22日	3月19日	火		休 会	(予定：午後1時30分 各派代表者会)
第23日	3月20日	水		〃	
第24日	3月21日	木	午前9時30分	議会運営委員会	
第25日	3月22日	金	〃	本 会 議	議会運営委員長報告 1 諸報告 2 委員会の所管事務調査報告の件 3 委員長報告及び報告に対する質疑 4 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名
（市原 誠二 議員）
（片渕 卓三 議員）
- 第 2 諸報告
（1）議長報告
（2）市長報告
- 第 3 会期の決定
（会期 25 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会
- 第 5 施政方針演説
- 第 6 第1号議案から第15号議案まで及び第17号議案から第30号議案
まで
上程、提案理由の説明
- 第 7 第16号議案
上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託
- 第 8 同意案第1号から同意案第3号まで
上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 陳情

1 議案（30件）

番号	件名
第1号議案	令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）
第2号議案	令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第3号議案	令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第4号議案	令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
第5号議案	令和6年度尾張旭市一般会計予算
第6号議案	令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計予算
第7号議案	令和6年度尾張旭市土地取得特別会計予算
第8号議案	令和6年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計予算
第9号議案	令和6年度尾張旭市介護保険特別会計予算
第10号議案	令和6年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算
第11号議案	令和6年度尾張旭市水道事業会計予算
第12号議案	令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計予算
第13号議案	行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第14号議案	尾張旭市職員定数条例の一部改正について
第15号議案	尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び尾張旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第16号議案	尾張旭市手数料条例の一部改正について
第17号議案	尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第18号議案	尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第19号議案	尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第20号議案	尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第21号議案	尾張旭市廃棄物処理清掃条例の一部改正について
第22号議案	尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について
第23号議案	尾張旭市介護保険条例の一部改正について
第24号議案	尾張旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

第25号議案	尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第26号議案	尾張旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第27号議案	尾張旭市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
第28号議案	尾張旭市水道事業の設置等に関する条例及び尾張旭市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第29号議案	尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について
第30号議案	水槽付消防ポンプ自動車の取得について

2 同意案（3件）

番号	件名
同意案第1号	公平委員会委員の選任について
同意案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意案第3号	教育長の任命について

議案の概要

同意案（1件）

同意案第3号 教育長の任命について（人事課）

令和6年3月31日で辞職する 河村 晋 教育長の後任として 三浦 明 氏を新たに任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

代表質問

順序	質問者	質問事項	答弁者
1	令和あさひ さかえ章演	1 市長就任後、約1年間の総括について (1) 特に力を入れて取り組んだことについて (2) 公金詐取への対応について (3) チャレンジ事業について	
		2 第六次総合計画について (1) 第六次総合計画に基づく市政運営について (2) 特に注力する分野について	
		3 「安全安心」について (1) 能登半島地震への対応について (2) 避難所及び防災施設の整備について (3) 地域防災力の強化について (4) 浸水対策について	
		4 「健康・福祉」について (1) 20周年を迎える「健康都市」の取組について (2) 地域医療・福祉医療の充実について (3) 第5期地域福祉計画の策定について	
		5 「子育て・教育」について (1) 子育て施設の整備・環境改善について (2) 保育園の待機児童対策について ア 待機児童の現状について イ 令和7年度以降の待機児童解消計画について (3) 放課後のこどもの居場所づくりについて (4) いじめ・不登校対策について (5) バーチャル教室について	
		6 「経済・多様性」について (1) 地域産業の振興について (2) 魅力商品開発プロジェクト「旭色」の今後の展開について	
		7 「環境・都市基盤」について (1) 環境基本計画に基づく取組について (2) 駅周辺整備と土地区画整理事業の推進について (3) 自動運転バスの導入について	
		8 「共創・行政経営」について (1) 物価高騰対策について (2) 行政組織の変更に期待する効果について	
2	市民クラブ 早川 八郎	1 「市長として1年が経過して」について	
		2 防災と地元プロ集団との連携について	

※質問者は、1回目から質問事項（大項目）ごとに一問一答

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
	市民クラブ 早川 八郎	3 次世代の教育改革について	
		4 財政力の向上について	
		5 健康都市（体の健康）の更なる飛躍をどうリードするのかについて	
		6 美しく・穏やかな環境づくりについて	
		7 チャレンジ事業の未来像について	
		8 次世代の少子高齢化対策について	
		9 交通環境について	
		10 公共施設の未来について	
		11 警察署の誘致の考え方について	
		12 シビックプライド向上と本市の魅力あるまちについて	
3	公明党 尾張旭市議団 芦原美佳子	1 市政運営について (1) この1年の総括と就任2年目の決意について (2) 新年度予算編成と財政運営について (3) 第六次総合計画について	
		2 安全安心について (1) 防災・減災対策の強化について (2) ペットの災害対策について (3) 学校におけるBCP（事業継続計画）対策について	
		3 健康・福祉について (1) 健康都市の実現に向けて (2) 高齢者の活躍推進について (3) 認知症施策の推進について	
		4 子育て・教育について (1) 乳幼児健診の拡充について (2) 待機児童対策及び保育士の負担軽減と処遇改善について (3) 市独自の子ども子育て政策について (4) 学校施設の老朽化対策と防災機能強化の推進について (5) 不登校の児童生徒等への支援の充実について (6) 電子図書館（電子書籍）サービスの導入について	
		5 経済・多様性について (1) 物価高騰対策について (2) ファミリーシップ制度の導入について (3) 女性模擬議会について	
		6 環境・都市基盤について (1) 食品ロス削減について (2) 動物との共生社会を目指して (3) 三郷駅周辺まちづくりについて (4) 公共交通の利便性向上について	

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
	公明党 尾張旭市議団 芦原美佳子	7 共創・行政経営について (1) 行政組織の強化について (2) シティプロモーションについて	

個人質問

順序	質問者	質問事項	答弁者
1	いとう伸一	1 国民健康保険の健康診査について (1) 本市が実施する健康診査の種類について (2) それぞれの健康診査の対象者数と受診者数について (3) 健康診査の市民への周知方法について (4) 健康診査を受ける市民のメリットと受診者が増えることによる尾張旭市のメリットについて (5) 今後の受診者を増やす施策について 2 市民憲章の市民への浸透と、総合計画との関連について (1) 市民憲章のできた経緯・目的・必要性について (2) 市民の認知度について ア 行政側と市民の認知度の認識について イ 市民への認知向上の必要性について ウ 市民への認知向上の工夫について エ 学校での生徒への認知向上の工夫について (3) 市民憲章と総合計画の関連について ア 総合計画と市民憲章の精神について イ 総合計画と市民憲章のつながりについて (4) 市民憲章の見直しについて ア 現代の情勢を加味した文言の妥当性について イ 覚えやすく市民に浸透しやすい文言について 3 紅茶関連商品の開発について (1) ブランドのコンセプトについて (2) 紅茶関連商品の商品戦略について (3) 尾張旭ブランドの紅茶関連商品の開発促進について	
2	櫻井 直樹	1 高齢者のみの世帯の方々の安心・安全な生活を守るために (1) 70歳以上の高齢者について (2) 高齢者の安全サービス支援事業について ア 家具転倒防止支援事業の周知方法と昨年度の実績について イ 住宅用火災警報器取付け支援事業の周知方法と昨年度の実績について (3) 住宅改修の補助事業について ア 住宅改修補助事業の周知方法と昨年度の実績について イ 住宅改修補助事業を申請できる条件について	

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
	櫻井 直樹	<p>(4) 救急車の建物救助について</p> <p>ア 高齢者による救急車の建物救助の出動件数について</p> <p>イ あんしん電話によって救急搬送された件数について</p> <p>(5) 独居高齢者世帯、高齢者夫婦世帯の見守りにについて</p> <p>ア どのような方法で見守りをしているのか、その内容と周知方法、申込件数について</p> <p>イ 民生委員による見守り活動について</p> <p>ウ 安全な生活に特化した高齢者向けサービスの案内作成について</p>	
		<p>2 住宅の耐震化について</p> <p>(1) 旧耐震基準の住宅の棟数と耐震化率について</p> <p>(2) 住宅の無料耐震診断について</p> <p>(3) 住宅の耐震改修について</p> <p>(4) 住宅の耐震化率の向上について</p>	
3	谷口 武司	<p>1 車中泊による自主避難の対応について</p> <p>(1) 車中泊避難への考え方について</p> <p>(2) 車中泊避難の課題把握について</p> <p>(3) 車中泊避難ハンドブックの作成について</p>	
		<p>2 歩道の修繕計画について</p> <p>(1) 市全体での歩道・街路樹の修繕件数と修繕費の推移について</p> <p>(2) シンボルロード・城山街道における修繕件数と修繕費の内容について</p> <p>(3) 街路樹の更新の方針について</p>	
4	市原 誠二	<p>1 小中学校における給食当番の共用エプロン（白衣）の廃止について</p> <p>(1) 給食当番のエプロンの着用について</p> <p>(2) エプロンの洗濯について</p> <p>(3) 柔軟剤の香りや犬猫のアレルギーに関する問題について</p> <p>(4) エプロンの破損と補修に関する対応と課題について</p> <p>(5) 共用を廃し「個人持参」若しくは「選択制」への移行について</p>	
		<p>2 これまでの地震災害に学ぶ災害対応の強化について</p> <p>(1) 火災の早期鎮圧、住民救助につながる消防用の新放水器具（札消式水力換気ノズル＝通称・COBRA）の導入やスタンドパイプの未配備自治会・町内会への早期配備と訓練について</p> <p>(2) 断水に備えた各地域の集会所等への「手押し井戸」の設置について</p>	
		<p>3 「南海トラフ地震臨時情報」への対応について</p> <p>(1) 本市が南海トラフ地震臨時情報を受信した際の情報伝達体制について</p> <p>ア 「臨時情報」発出時の本市の対応について</p> <p>イ 「事前避難」について</p> <p>ウ 迅速な情報伝達体制の整備について</p>	

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
	市原 誠二	(2) 市へ問合せが殺到した場合の対応について (3) 「臨時情報」の受信後を想定した訓練の実施について ア 「臨時情報」発出後のシミュレーションの実施について イ 同想定での訓練実施について	
5	安田 吉宏	1 霞ヶ丘線全線開通について (1) 全線開通に向けた取組について (2) 今後懸念される課題について 2 本市の小学校の音楽関係部活動について (1) 現在の活動状況について (2) 令和6年度の活動について (3) 今後の方針について 3 中学校の部活動の地域移行について (1) 現状について (2) 小中学校部活動地域移行検討委員会について (3) 今後について	
6	榊原 利宏	1 第9期尾張旭市高齢者保健福祉計画について (1) 本市の訪問介護事業を計画どおり進めるために ア 本市の計画に係る訪問介護事業者の状況について イ 介護報酬減額の影響について ウ 報酬減額が事業者の問題意識とかみ合うのか (2) 介護保険料と介護サービスの利用量に関するアンケート設問と現実にギャップがあるのでは 2 国民健康保険の今後について (1) 愛知県の第3期国保運営方針と尾張旭市国保について ア 一人当たり医療費の増額と保険税の予測について イ 赤字解消計画について ウ 一般会計繰入れをしない場合どうなるのか (2) 一般会計繰入れで減免拡大を ア 「保険料の負担緩和」と「保険料の減免」の違いについて イ 一般会計法定外繰入れを低所得世帯の保険税減免に充てることについて 3 モデルケースで見る社会保険料改定の負担増について	
7	日比野和雄	1 市営バスあさび一号の利便性向上に向けた対応について (1) 新設停留所について (2) 年末試験運行について (3) 「乗りこぼし」について (4) 交通基本計画について 2 視覚障がいのある人への配慮について（ともに生きよう！みんなであう住みよいまち“尾張旭”） (1) 市役所庁舎における視覚障がいのある人への配慮について	

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
	日比野和雄	(2) 視覚障がいのある人への投票支援について (3) 視覚障がいのある人への郵便物での点字記載の有無について (4) 今後の取組について	
8	片渕 卓三	1 自治会のデジタル化で、負担軽減と加入促進について (1) 現在の自治会・町内会活性化、加入促進の取組について (2) 自治会のデジタル化に対する見解について (3) 電子回覧板導入について (4) デジタル化モデル自治会等を選定した取組の検証について	
		2 認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて (1) 認知度チェックテスト「あたまの元気まる」についての成果、課題、今後の展開について (2) 認知症に寄り添う「ユマニチュード」について (3) 認知症サポーター養成講座について	
		3 能登半島地震を踏まえての防災・減災対策について (1) 水の地震対策について (2) トイレ対策について ア 避難所でのトイレ対策について イ 在宅避難でのトイレ対策について (3) 避難所のバリアフリー化について (4) 女性避難者への配慮について (5) 地域集会所の避難所について (6) ペットの同伴の避難所について (7) ブラックアウト訓練（夜の防災訓練）について	
9	秋田さとし	1 園児・児童・生徒の居場所づくりについて (1) 園児の居場所づくりについて ア 待機児童について イ 開始時間・時間延長について ウ 今後の課題について (2) 児童の居場所づくりについて ア 放課後児童クラブ・学童クラブの違いについて イ 待機児童について ウ 開始時間・時間延長について エ 今後の課題について (3) 中学生の居場所づくりについて ア 放課後の居場所について イ 今後の課題について	
		2 交通事故のない安全・安心なまちづくりについて (1) ゾーン30・ゾーン30プラスについて ア 現在の設置状況について	

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
	秋田さとし	<p>イ 今後の取組について</p> <p>(2) グリーンラインについて</p> <p>ア 現状の考え方及び設置状況について</p> <p>イ 今後の展開について</p> <p>(3) 未就学児が利用する道路の交通安全対策に係る整備について</p>	
		3 誰一人、取り残されない教育について	
10	山下 幹雄	<p>1 公共トイレから見る行政サービスと所管事務事業の在り方について</p> <p>(1) 本市の公共トイレ設置要件、基準等の有無について</p> <p>(2) 事務所管ごとの設置基準や管理方法について</p> <p>(3) 各所管公共トイレの位置付けについて</p> <p>(4) トレーラー型トイレの導入、利活用について</p>	
		<p>2 公金詐取事件に係る職員の賠償責任の監査結果と今後の対応について</p> <p>(1) 監査の実施状況並びにその内容について</p> <p>(2) 監査委員の報告について</p> <p>(3) 報告に対する市長（本市）の対応について</p> <p>(4) 損害賠償におけるその額の取扱いと考え方について</p> <p>(5) 今後の損害額回収の手順と見通しについて</p> <p>(6) 今回の監査請求の視点と法的根拠について</p>	
11	勝股 修二	<p>1 障がい者と呼称される方の就労支援について</p> <p>(1) 本市行政機関における障がい者雇用について</p> <p>ア 雇用率について</p> <p>イ 就労支援に向けた取組について</p> <p>(2) 本市の障がい者雇用について</p> <p>ア 市内企業における障がい者雇用率について</p> <p>イ 本市市民（手帳所持者）の就労状況について</p> <p>(3) 企業、行政、就労支援事業所等の連携体制の構築について</p> <p>(4) 就労支援関連事業者に対する支援について</p> <p>ア 周知啓発について</p> <p>イ 働き手の育成について</p> <p>ウ バザー（福祉市場）等の開催について</p> <p>エ 優先調達の推進と受注機会の拡大について</p>	
		<p>2 自治会とその入口としての市民活動について</p> <p>(1) 自治会の現状について</p> <p>ア 加入率について</p> <p>イ 目標値とその考え方について</p> <p>ウ 自治会における業務負担の軽減について</p> <p>エ 自治会・町内会活動に関する調査結果の受け止めについて</p>	

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
	勝股 修二	(2) 自治会やPTAへの参加における地方自治体の地域貢献活動 休暇について (3) 文化会館における市民活動において、営利と判断される基準 について (4) 経済的に自立した市民活動団体となるための具体的な方法に ついて (5) 市民活動団体と自治会の連携について	
12	陣矢 幸司	1 大震災への備えについて (1) 矢田川に架かる橋の耐震強度について (2) 停電時の太陽光発電の自立運転機能の有効活用について ア 公共施設に設置されている太陽光発電の災害時の利用につ いて イ 市内太陽光発電設備（事業所用・住宅用）の災害時の利用 について (3) 移動設置型トイレトレーラーについて	
		2 国際交流協会について (1) 「国際交流会」の活動内容について (2) 国際交流協会の役割について (3) 国際交流協会に期待することについて	
13	川村つよし	1 都市計画税の減税について (1) 都市計画税の今後の在り方について (2) 都市計画事業実施による附帯事業の増加について	
		2 学校給食無償化の財政負担の在り方について	
		3 保育士の配置基準をいつまでに見直すか	
		4 こども誰でも通園制度の準備状況について	
		5 温室効果ガスの排出削減について (1) 公共施設の照明のLED化について (2) 田んぼやため池などの上にソーラーパネルを設置することに ついて	
		6 生活保護制度の漏給を防ぎ 貧困を減らす取組について (1) ウェブページの書き方について (2) ケースワーカーの増員について (3) 扶養照会について ア しおりやウェブページの説明を改めること イ 扶養照会を行っても、100%経済的援助が受けられない 状況をどのように考えるか ウ 扶養援助をお願いする親族に、具体的に制度の説明をして いるのか (4) 制度利用者の自動車保有について ア しおりやウェブページの説明を改めること イ 新たな制度を検討することについて	

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会
質問一覧

順序	質問者	質問事項	答弁者
14	大島 もえ	1 「保育の受皿確保」を前提とした都市経営と定住促進について (1) 「保育の受皿確保」を前提とした都市経営と定住促進について (2) 保育ニーズと供給・提供内容の乖離への受け止めについて (3) 目標値や状況改善のための具体策について	
		2 「こどもファースト」を体現すべく子どもたちのプライバシーや心情及び安全に配慮した教育と環境整備について (1) 従う学校から尊重される環境へ。意見を持てる成人へ。そのための取組について (2) 尊厳を育むための自己決定・命の安全教育・包括的性教育について (3) 「適応指導教室」から「教育センター」へ。学校へ「行けない」「行かない」それぞれへの理解と対応について	
		3 18歳成人の節目を捉えたお祝いと社会人準備のための学びの提供について	
		4 行政サービス・教育活動等の中のジェンダーバイアス点検と対応について	
		5 被災時対策としての民間資源の把握・連携と通電火災予防のための感震ブレーカー導入支援策について (1) 被災時対策としての民間資源の把握・連携について (2) 通電火災予防のための感震ブレーカー導入支援策について	
		6 地域資源を生かす拠点とネットワークづくりについて (1) ギャラリースペースの専門性向上と拠点機能及びネットワークづくりについて (2) 人の健康に関する拠点機能及び地域資源のネットワークづくりについて	

○ 総務委員会

議案番号	件名
第13号議案	行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第14号議案	尾張旭市職員定数条例の一部改正について
第15号議案	尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び尾張旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第30号議案	水槽付消防ポンプ自動車の取得について
陳情第2号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○ 福祉文教委員会

議案番号	件名
第17号議案	尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第18号議案	尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第19号議案	尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第22号議案	尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について
第23号議案	尾張旭市介護保険条例の一部改正について
第24号議案	尾張旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第25号議案	尾張旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第26号議案	尾張旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
陳情第1号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情

○ 都市環境委員会

議案番号	件名
第20号議案	尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第21号議案	尾張旭市廃棄物処理清掃条例の一部改正について
第27号議案	尾張旭市市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
第28号議案	尾張旭市水道事業の設置等に関する条例及び尾張旭市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第29号議案	尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について

○ 予算決算特別委員会

議案番号	件名
第1号議案	令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）
第2号議案	令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第3号議案	令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第4号議案	令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
第5号議案	令和6年度尾張旭市一般会計予算
第6号議案	令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計予算
第7号議案	令和6年度尾張旭市土地取得特別会計予算
第8号議案	令和6年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計予算
第9号議案	令和6年度尾張旭市介護保険特別会計予算
第10号議案	令和6年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算
第11号議案	令和6年度尾張旭市水道事業会計予算
第12号議案	令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計予算

陳 情 文 書 表

陳情書

番 号	件 名	陳 情 者	付 託 委 員 会
第 1 号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情	日進市浅田町東田面47-1 参政党愛知第7支部 支部長 小林 義和	福 祉 文 教
第 2 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	名古屋市北区域見通3丁目13 黒川住宅608号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会 代表 高木 健吉	総 務

2023年9月15日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

日本共産党神奈川県議会議員団
団 長 大山 奈々子
住 所 横浜市中区日本大通1県庁内
連絡先 045-210-7882

個人の思想信条と内心の自由及び政党の政治活動の自由を守る要請書

知事に於かれましては、県政の推進にご尽力されていることと拝察いたします。

さて、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会」の代表者から県議会に対して、本年9月7日付で「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が提出されました。「陳情の要旨」を略記すると、神奈川県が①庁舎内での無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為の禁止と執務室内での配達・集金の禁止、②自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨の職員への通達、③庁舎内での政党機関紙勧誘行為及び勧誘の際に感じた心理的圧力の有無に関する職員への調査・確認の3点を行うことを求める内容です。

なお、横須賀市議会、相模原市議会など県内複数の議会にも、同一人により同様の陳情が提出されています。

このような動きに対して、県は憲法や法律に基づき、毅然として対応することが必要だと考えます。県が以下の点を踏まえて適切に対応することを、強く求めるものです。

(1) 職員の政党機関紙購読は個人の自由意思であること

「陳情理由」には、庁舎内での政党機関紙の購読の働きかけをあたかも強制的であるかのような記述がありますが、購読するか否かは職員個人の自由意思に任されています。また、購読は職員個人の思想・信条の自由、内心の自由（憲法第19条）の問題であり、行政がこれらの行為に制限を設けることは許されません。

なお、行政による職員の政党機関紙購読調査に関し、横浜地裁川崎支部が2009年1月27日に下した判決があります。これは2003年3月、川崎市が係長級以上の市職員3,687名に対して行った政党機関紙購読調査を憲法違反として、市職員6名が川崎市に賠償金と謝罪広告を求めた裁判です。判決は原告らの請求を棄却するものでしたが、判決文では「もどより市職員が任意に政党機関紙を購読して、各種の情報入手し、それを職務に活かすことは最大限に尊重されるべきで、いかなる者もそれを制約することは許されないことは当然・・・」と述べられています。この点は重要な指摘であり、県としても重く受け止めるべきです。

(2) 政党機関紙の購読の働きかけや配達・集金活動は適切な政治活動であること

政党に属する議員や党員が自治体の職員に購読を働きかけ、配達・集金する活動は、憲法に保障された政治活動（憲法第21条）であり、行政がこれらの行為に制限を設けることは許されません。また、購読場所や集金場所もまた購読する個人の自由であり、行政が干渉する話ではありません。

(3) 政党機関紙の購読に関する調査は憲法違反であること

個人の思想信条の自由、内心の自由や政治活動の自由を侵す行為は許されないことは前述のとおりであり、行政が職員の政党機関紙の購読について「調査・確認」を行う行為は、まさにこの侵害に当たります。したがって、行政がこうした行為を行うことは許されません。

仮に職員が「陳情理由」にある「議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為」などの心理的圧力を感じた場合には、個々に対応すればよいことであり、それを理由として前述の侵害を正当化することはできません。

以上のことから、県として以下の対応に努めていただくこと。

記

- 1) 職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達・集金する活動は、憲法に保障された政治活動であり、購読は職員個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題である。県として、庁舎内における政党機関紙の購読を制限する行為は行わないこと。
- 2) 政党機関紙の購読場所や集金場所は個人の自由であり、県として干渉しないこと。
- 3) 個人の思想信条の自由や内心の自由、政党の政治活動の自由を侵害しかねない職員への政党機関紙購読調査は、県として行わないこと。

以上

予算決算特別委員会の進行

7

3月8日(金)

全体会①(本会議終了後)議場

進 行	説 明 者
1 第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
(1) 予算の総括説明	総務部長
2 第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
(1) 予算の総括説明	総務部長
(2) 人件費関係の説明	企画部長
3 議案の割り振り	
散会	

3月13日(水)

福祉文教委員会(午前9時30分)第2委員会室

第17号議案、第18号議案、第19号議案、第22号議案、
第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案の審査
陳情の審査

福祉文教分科会(福祉文教委員会終了後)第2委員会室

進 行	説 明 者
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
1 教育委員会所管	
(1) 歳入歳出説明	教育部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「☆3 健康福祉部所管」の質疑終了後に行う。	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
1 教育委員会所管	
(1) 歳入歳出説明	教育部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「★3 健康福祉部所管」の質疑終了後に行う。	
休憩(理事者交代・入替え)	
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
2 こども子育て部所管	
(1) 歳入歳出説明	こども子育て部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「☆3 健康福祉部所管」の質疑終了後に行う。	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
2 こども子育て部所管	
(1) 歳入歳出説明	こども子育て部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「★3 健康福祉部所管」の質疑終了後に行う。	
休憩(理事者交代・入替え)	
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
☆3 健康福祉部所管	
(1) 歳入歳出説明	健康福祉部長
(2) 質疑応答	
4 議員間討議	
第2号議案 令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
1 歳入歳出説明	保険医療課長

2 質疑応答	
3 議員間討議	
第3号議案 令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算(第3号)	
1 歳入歳出説明	長寿課長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
★3 健康福祉部所管	
(1) 歳入歳出説明	健康福祉部長
(2) 質疑応答	
4 議員間討議	
第6号議案 令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計予算	
1 歳入歳出説明	人事課長 (人件費) 保険医療課長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
第9号議案 令和6年度尾張旭市介護保険特別会計予算	
1 歳入歳出説明	人事課長 (人件費) 長寿課長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
第10号議案 令和6年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計予算	
1 歳入歳出説明	保険医療課長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	

3月14日(木)

都市環境委員会(午前9時30分)第2委員会室
 第20号議案、第21号議案、第27号議案、第28号議案、
 第29号議案の審査

都市環境分科会(都市環境委員会終了後)第2委員会室

進 行	説 明 者
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
1 市民生活部所管	
(1) 歳入歳出説明	市民生活部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「☆3 上下水道部所管」の質疑終了後に行う。	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
1 市民生活部所管	
(1) 歳入歳出説明	市民生活部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「★3 上下水道部所管」の質疑終了後に行う。	
第8号議案 令和6年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計予算	
1 歳入歳出説明	環境課長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
休憩(理事者交代・入替え)	
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
2 都市整備部所管	
(1) 歳入歳出説明	都市整備部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「☆3 上下水道部所管」の質疑終了後に行う。	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
2 都市整備部所管	
(1) 歳入歳出説明	都市整備部長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「★3 上下水道部所管」の質疑終了後に行う。	
休憩(理事者交代・入替え)	
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
☆3 上下水道部所管	
(1) 歳入歳出説明	上下水道部長
(2) 質疑応答	

4 議員間討議	
第4号議案 令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	
1 歳入歳出説明	上下水道部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
★3 上下水道部所管	
(1) 歳入歳出説明	上下水道部長
(2) 質疑応答	
4 議員間討議	
第11号議案 令和6年度尾張旭市水道事業会計予算	
1 歳入歳出説明	人事課長 (人件費) 上下水道部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
第12号議案 令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計予算	
1 歳入歳出説明	人事課長 (人件費) 上下水道部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	

3月15日(金)

総務委員会(午前9時30分)第2委員会室
 第13号議案、第14号議案、第15号議案、第30号議案の審査
 陳情の審査

総務分科会(総務委員会終了後)第2委員会室

進 行	説 明 者
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
1 企画部及び消防本部所管	
(1) 歳入歳出説明	企画部長 消防長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「☆2 総務部、監査委員事務局及び会計課所管」の質疑終了後に行う。	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
1 企画部及び消防本部所管	
(1) 歳入歳出説明	企画部長 消防長
(2) 質疑応答	
※ 議員間討議は、「★2 総務部、監査委員事務局及び会計課所管」の質疑終了後に行う。	
休憩(理事者交代・入替え)	
第1号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算(第6号)	
☆2 総務部所管	
(1) 歳入歳出説明	総務部長
(2) 質疑応答	
3 議員間討議	
第5号議案 令和6年度尾張旭市一般会計予算	
★2 総務部、監査委員事務局及び会計課所管	
(1) 歳入歳出説明	総務部長 監査委員事務局長 会計管理者
(2) 質疑応答	
3 議員間討議	
第7号議案 令和6年度尾張旭市土地取得特別会計予算	
1 歳入歳出説明	財政課主幹
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	

3月18日(月)

全体会②(午前9時30分)第1委員会室

進 行	
1	各分科会会長審査報告及び報告に対する質疑、討論、採決
散会	

令和6年5月臨時会・6月定例会日程（案）

月日		議会日程案	行事予定
4月26日	金		瀬戸旭看護専門学校組合例月出納検査 愛知県都市監査委員会定期総会
4月27日	土		
4月28日	日		
4月29日	月	<昭和の日>	
4月30日	火	9:30 臨時会打合せ(副市長出席)	
5月1日	水		
5月2日	木		
5月3日	金	<憲法記念日>	
5月4日	土	<みどりの日>	
5月5日	日	<こどもの日>	
5月6日	月	<振替休日>	
5月7日	火		
5月8日	水		
5月9日	木	9:30 議会運営委員会(副市長出席)	
5月10日	金	招集告示	
5月11日	土		
5月12日	日		
5月13日	月		
5月14日	火		
5月15日	水		
5月16日	木		東海市長会通常総会
5月17日	金	9:30 臨時会(市長、副市長出席)	
5月18日	土		愛知県植樹祭

月日		議会日程案	行事予定
5月20日	月		
5月21日	火		10:00 商工会通常総代会
5月22日	水		13:00 全国市議会議長会定期総会 (13:00 シニアクラブ連合大会)
5月23日	木		13:00 市議会議員共済会代議員会
5月24日	金	9:30 定例会打合せ(副市長出席)	東海地区都市監査委員会総会・研修会
5月25日	土		
5月26日	日		
5月27日	月		14:00 尾張東部衛生組合議会臨時会
5月28日	火		14:00 例月出納検査、財政援助団体等監査
5月29日	水	請願・陳情受付締切(～正午)	14:00 公立陶生病院組合議会臨時会
5月30日	木	9:30 議会運営委員会(副市長出席)	
5月31日	金	招集告示 9:30 全員協議会(副市長出席)	14:00 瀬戸旭看護専門学校組合議会臨時会
6月1日	土		
6月2日	日		
6月3日	月	質問受付(9:00～17:00)	
6月4日	火	質問受付(9:00～17:00)・議案質疑(～17:00)	
6月5日	水		
6月6日	木	9:30 議会運営委員会	
6月7日	金	9:30 本会議(初日)(市長、副市長出席)	
6月8日	土		
6月9日	日		
6月10日	月		
6月11日	火		全国市長会議
6月12日	水		全国市長会議
6月13日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
6月14日	金	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
6月15日	土		
6月16日	日		
6月17日	月	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
6月18日	火		
6月19日	水		(シルバー人材センター一定時総会)
6月20日	木	9:30 福祉文教委員会、予算決算委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
6月21日	金	9:30 都市環境委員会、予算決算委員会都市環境分科会(副市長出席)	
6月22日	土		
6月23日	日		
6月24日	月	9:30 総務委員会、予算決算委員会総務分科会(副市長出席)	
6月25日	火	9:30 予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
6月26日	水	各派代表者会(予定) (討論通告期限・～正午)	
6月27日	木	9:30 議会運営委員会	
6月28日	金	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長出席)	14:15 例月出納検査 外
6月29日	土		
6月30日	日		

尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第11条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第54条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の場合において、委員でない紹介議員及び請願者は、オンラインによる方法で委員</u></p>

<p>(委員の除斥) 第30条 (略)</p>	<p><u>会に出席することができる。</u> (委員の除斥) 第30条 (略) <u>2 前項の委員が、第11条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>
<p>(委員外議員の発言) 第43条 (略) 2 (略)</p>	<p>(委員外議員の発言) 第43条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の場合において、委員でない議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p>
<p>(公述人の決定) 第58条 (略) 2 (略)</p>	<p>(公述人の決定) 第58条 (略) 2 (略) <u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>
<p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第61条 (略) 第62条 (略) 2 (略) <u>3 (略)</u></p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第61条 (略) <u>2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u> 第62条 (略) 2 (略) <u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u> <u>4 (略)</u></p>

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

正副委員長案に係る各会派意見

会派名	意見等
市民クラブ	<p>■資料等</p> <p>>引用元 全国県議会議長会資料「オンライン委員会について 一開会に当たって留意すべき事項ー」より http://www.gichokai.gr.jp/topics/2022/220422/220422-3.pdf</p> <p>>参考 全国市議会議長会資料 全国市議会旬報（令和4年2月25日号） 「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告」より https://www.si-gichokai.jp/syun/r03/_icsFiles/afieldfile/2022/02/22/junpou21834_bessatsu.pdf</p> <p>■会派意見</p> <p>①開催イメージの共有が必要だと考える。</p> <p>パターンの整理 （引用） オンライン委員会における論点について検討する前に、委員会の構成メンバーである正副委員長や委員の出席状況により、その論点異なる部分もあることから、今回の検討に当たっては、次の表のようにAからCの三つのパターンに整理を行った。</p> <p>※添付画像①参照 （引用） ○委員会の議事内容議案について執行部から説明、委員と執行部との質疑応答の後、討論、採決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【パターンA】は、正副委員長が委員会室におり、一部又は全委員がオンライン出席するハイブリッド型である。事由としては、一部又は全委員が、コロナの濃厚接触者と認定又は育児、介護などの理由により委員会室に行けないため、自宅等からオンラインで委員会に出席する場合である。 ・【パターンB】は、委員長又は正副委員長がオンライン出席し、一部又は全委員が委員会室にいるハイブリッド型である。

	<p>事由としては、委員長又は正副委員長等が、コロナの濃厚接触者と認定又は育児、介護などの理由により委員会室に行けないため、自宅等からオンラインで委員会に出席する場合である。</p> <p>・【パターンC】は、正副委員長及び全委員がオンライン出席する完全オンライン型である。</p> <p>事由としては、コロナ禍において、ほとんどの出席者が濃厚接触者と認定されたり、職員の集団感染により庁舎が閉鎖されたりする（※）などにより、出席者が委員会室に集まることが困難な場合である。</p> <p>②「オンライン委員会の意義」を反映するために「オンライン出席の事由」として「出産・子の看護・介護・ケガ入院」等を加えた内容を一考する必要があると考える。</p> <p>オンライン委員会の意義 （引用）</p> <p>議事堂に参集できないながらもオンラインであれば委員会に出席できる者に対してそれを認め、委員会審査への参加のハードルを低くしていくことも求められる改革である。多様な人材の議会への参画を促す方策の一つとしてオンライン委員会の活用を検討することは社会的意義がある。</p> <p>すなわち、オンライン委員会の活用は、委員会審査に出席したいが、コロナ禍における濃厚接触者や、育児、介護等の理由により委員会室に行けない委員が出席できるようになるという、議会における民主主義のデジタル化の重要な方策の一つである。</p>
<p>公明党 尾張旭市議団</p>	<p>修正案 （委員会の開会方法の特例）</p> <p>第11条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第54条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1)大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延による場合 (2)疾病、育児、看護、介護等のやむを得ない事由による場合 (3)その他、委員長が特に必要と認める場合</p>

2 オンライン委員会におけるパターンの整理

オンライン委員会における論点について検討する前に、委員会の構成メンバーである正副委員長や委員の出席状況により、その論点が異なる部分もあることから、今回の検討に当たっては、次の表のようにAからCの三つのパターンに整理を行った。

パターンA	パターンB	パターンC
○出席者		
正副委員長：委員会室 一部又は 全委員：オンライン （議会事務局：委員会室） 執行部：〃 傍聴者：〃	委員長又は 正副委員長：オンライン 一部又は 全委員：委員会室 （議会事務局：委員会室） 執行部：〃 傍聴者：〃	正副委員長：オンライン 委員：オンライン （議会事務局：オンライン） 執行部：〃 傍聴者：〃
○委員会の議事内容		
議案について執行部から説明、委員と執行部との質疑応答の後、討論、採決		

令和7年度議会費予算要望一覧

★複数会派から出された要望（優先度が高い順）

会派等	内 容	必要経費及び理由	要望額
市民クラブ	議場にプロジェクターを設置	議場で質問するとき、資料をスクリーンに投影し、質問した方が分かりやすい。現在は、自作資料（写真やパネル）を作成し、掲示しているが、議員席や傍聴席からは見えない。	議場用ノートパソコン 100,000円 プロジェクター 50,000円 スクリーン 30,000円 ⇒ 既存の機器を活用して実施方法について調査・研究し、必要に応じて補正予算での対応も含め検討していく。
公明党 尾張旭市議団	議場にプロジェクター及びスクリーンを設置	説明のためにパネル等を持ち込んでいるが、傍聴席等からは小さくて見えない。	⇒ 同上
愛知維新の会 尾張旭市議団	本会議場のモニター設置	中央から65～100インチ程度のモニターを2台吊り下げ、理事者側、議員傍聴席側が視（聴）覚的に確認出来るシステム、並びに機器の設置。 議案、質問等の資料を視覚的に表現して、十分理解していただく事は、議論の深さを補填すると考える。 モニター2機、設置工事費、必要に応じたシステム、点検保守各費	⇒ 同上

令和7年度議会費予算要望一覧

★その他の要望（会派順）

No.2

会派等	内 容	必要経費及び理由	要望額
令和あさひ	事務局員増員	令和7年度、8年度に愛知県市議会議長会の副会長、会長が順次回ってくることから、事務局の人員を増加し対応する必要があります。	令和7・8年度に正規職員1名を要望する。
公明党 尾張旭市議団	電子表決システムの導入	個々の議員の賛否の状況が明確になる。議場内のモニターやスクリーンに採決結果が表示されるため、傍聴者や配信映像をご覧になる方にも、採決結果を分かりやすく伝えられる。	議場内へのモニター・スクリーン設置との関係があるため、実施方法について調査・研究していく。
	議会改革について、市民や全国により分かりやすく発信するために、写真やイラスト等、工夫をしたまとめ資料（冊子・パンフレット、ダウンロード用データ等）作成の費用	平成23年度より議会改革が進んでいる。今年度からも議会みらい創造特別委員会を立ち上げ議論中であり、より市民等への発信を強化するため。	今後なるべく費用をかけない方法での実施方法について調査・研究していく。
	子ども向け議会の仕組み説明動画の作成費用	市議会HPにおいてキッズページが開設されているが、さらに分かりやすく多くの子どもたちに興味をもって見てもらうため、動画を用いてのリニューアルを提案する。	同上
	小中高大学生向けの議会見学会の拡大の費用	現状は小学生の議会・議場の見学等を行っているが、中高大学生へ拡大し、議会の役割や議員活動を知ってもらい、将来のまちの担い手となってもらえるために年齢層を拡大する。投票率向上も期待できる。	費用をかけない方法で検討していく。
	常任委員会の視察研修費の増額	今後、政策立案が進められる中で、視察等の回数が増加することが想定される。政策立案強化のために必要である。	同上
日本共産党 尾張旭市議団	4階、5階の照明器具をLED化	本来、庁舎全体で検討すべき内容と考えるが、議会から意見を挙げることで公共施設全体の取り組みを促したい。閉会時に使用されることもある委員会室。4階の廊下照明の人感センサー。事務局、正副議長室、会派室の照明。優先度は、使用実態から検討する。	議会費としての対応ではなく、庁舎管理所管部署に要望していく。
	議会図書の電子書籍の導入	具体的に、何を購入するかということではないが、定期購読誌で議員全員が見られるようなものをペーパーレス推進の一環として導入する。	今後なるべく費用をかけない方法での実施方法について調査・研究していく。

尾張旭市議会 B C P
(業務継続計画)

令和6年 月

尾張旭市議会

目 次

第1 背景と目的
第2 議会BCPの発動基準
第3 災害等発生時の行動指針
1 議会	
2 議員	
3 市との連携・協力	
第4 尾張旭市議会災害対策本部
第5 災害等発生時の役割
1 議会の役割	
2 議長の役割	
3 議員の役割	
第6 行動基準(地震・風水害編)
1 対応段階	
2 各段階における行動基準	
(1) 予測期	
(2) 初動期	
ア 開庁時(本会議・委員会開会中)	
イ 開庁時(通常時)	
ウ 閉庁時(時間外・土日祝日)、[業務継続体制の流れ]	
(3) 応急期	

(4) 復旧期

3 安否確認方法

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法

(2) 服装

(3) 携行品

(4) 交通手段

(5) 緊急措置

[議員の参集フロー]

5 災害情報等の収集等

6 議会防災訓練

7 災害用携帯ハンドブックの作成

第7 行動基準(感染症編)・ ・ ・ ・ ・

1 発生段階

2 段階に応じた行動基準

3 議員及び議会事務局職員が感染した場合

4 感染に係る情報公開

第8 その他・ ・ ・ ・ ・

第9 議会BCPの見直し・更新 ・ ・ ・ ・ ・

第10 各種様式・ ・ ・ ・ ・

第1 背景と目的

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、国内各所で想定を超える巨大な地震や津波などが発生し、甚大な被害をもたらしている。また、本市においても、今後、発生が想定されている南海トラフ沿いで発生する大規模地震（南海トラフ地震）による甚大な被害が懸念されている。

過去に地震被災地域では、被災者救済、復旧に向け、補正予算などの専決処分が数多く行われ、二元代表制の一翼である議会の基本的機能が果たされなかったという経緯と教訓から、市が策定する防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定が必要となっている。

一方、令和2年3月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの感染症による脅威が発生した。

このことから、大規模災害等が発生した非常事態でも、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた尾張旭市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

第2 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害種別と発動基準を次表のとおりとする。

※ 尾張旭市地域防災計画に基づく尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	発動基準
風水害	① 市対策本部が第2非常配備〈警戒体制〉としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき
地震	① 市対策本部が第2非常配備〈警戒体制〉としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき ③ 尾張旭市で震度5弱以上の地震が観測されたとき
その他	上記自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症、大規模テロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

＜市非常配備基準（抜粋）＞

（風水害）

種別	配備時期
第2非常配備〈警戒体制〉	以下のいずれかに該当した場合 ① 尾張旭市に対して大雨・暴風・洪水の各警報、土砂災害警戒情報、大雨・暴風の各特別警報のうち、いずれかが発令され、市対策本部長が警戒体制に移行する必要があると認めた場合 ② その他市対策本部長が必要と認めた場合
第3非常配備	市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合

（地震災害）

種別	配備時期
第2非常配備〈警戒体制〉	以下のいずれかに該当した場合 ① 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市対策本部長が必要と認めた場合 ② 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、被害の発生により市対策本部長が必要と認めた場合
第3非常配備	以下のいずれかに該当した場合 ① 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市対策本部長が必要と認めた場合 ② 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合

第3 災害等発生時の行動指針

1 議会

議会は、市内で災害等が発生した非常事態時においても議会の機能を停止させることなく、適性かつ公正に議会運営を行う。そのため、発災時から復旧に至るまでの様々なケースを想定し、審議・調査等を行える体制を整える。

2 議員

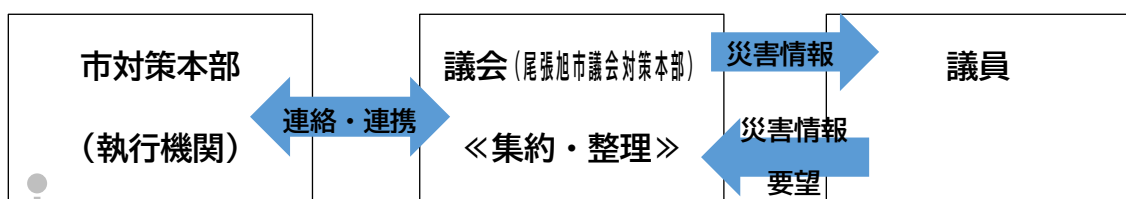
議員は、議会が議決機関としての機能を維持するための構成員としての役割を担う。

また、地域の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧を果たす役割を担うとともに、地域の被災状況や要望の情報集等に努める。

3 市との連携・協力

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応するのは市対策本部（執行機関）である。議会は議決機関であるため、主体的な役割は担わない。よって、災害発生時においては、市対策本部（執行機関）が職務に専念できるよう、災害等の情報収集、要請等行動については、議員が個別に行うことなく、議会として集約し、状況や必要性により対応しなければならない。

一方で、議会として行政監視機能と議決機能を適切に実行するため正確な情報を収集し、確認することも必要であるため、議会と市対策本部（執行機関）はそれぞれの役割を踏まえて、情報の共有体制を整えるものとする。



[注意] 議員は市対策本部と直接やり取りしない。

(初動体制・応急対応に専念させるため)

- 尾張旭市議会対策本部長である議長は市対策本部を傍聴することができる。
- 議会事務局長は市対策本部に議会班として参画

第4 尾張旭市議会災害対策本部

1 設置

- (1) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて、尾張旭市議会対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- (2) 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会本部を設置することができる。
- (3) 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。
ただし、市庁舎が使用できないときは議長が別に定める。

2 構成

- (1) 議会本部は、本部長（議長）、副本部長（副議長）をもって構成する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 参集基準及び範囲

- (1) 本部長及び副本部長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて参集する。
- (2) 本部長が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

4 任務

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 本部長は、情報収集に努めるとともに、市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

5 情報共有及び協議・調整

議会本部は、情報共有及び、協議・調整を行うため、必要に応じて議会本部会議を開催することができる。

第5 災害等発生時の役割

1 議会の役割

- (1) 議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、議会本部を設置し、市対策本部（執行機関）が災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 災害等支援、復旧・復興が迅速に進むよう、条例や予算等の審議を行う。

2 議長の役割

- (1) 議会本部の設置を決定する。
- (2) 議会本部の事務を本部長として総括する。
- (3) 議会の災害対応に関する事務を総括する。
- (4) 上記(1)から(3)までにおいて、議長が不在又は職務を行うことができない場合は、職務代理者が行う。

順位	職務代理者
1	副議長
2	議会運営委員会委員長
3	総務委員会委員長
4	福祉文教委員会委員長
5	都市環境委員会委員長
6	会派の代表者（多数会派順）

3 議員の役割

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡先を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (6) 本部長から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集すること。
- (7) その他、本部長の指示があった場合には指示に基づき行動すること。

4 事務局の役割

- (1) 非常時優先業務を行うこと。

非常時優先業務は次表のとおりとする。

NO	業務名	着手時期 (以内)
1	議員、傍聴者、来庁者の避難誘導、安全確保	1日
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務場所確保 ● 議会事務局事務室等の被害状況確認 ① 議会設備 ② 電気、水道等のライフライン ③ パソコン、電話等、通信機器 	1日
3	正副議長への災害状況情報提供	1日
4	議員の安否確認業務	1日
5	市対策本部との連絡体制の確保	1日
6	議会本部の設置・運営補助業務	1日
7	議員への災害状況の情報提供	1日
8	議員から提供される情報の整理業務	1日
9	本会議・委員会等の開催業務	1か月
10	その他議会運営に関する通常業務	1か月

(2) 議会事務局の災害対応に係る業務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議事課長が職務を代理する。

第6 行動基準（地震・風水害時編）

1 対応段階

対応段階	状態	議会・議員（正副議長除く）の行動基準
予測期	発災前	準備・確認 議会BCPを確認し、災害に備える。
初動期	発災から概ね3日間	議会本部設置 ● 議会本部に安否等の報告を行う。 ● 災害情報収集・報告を行う。 ● 本部長から参集指示があるまでは、「一市民」として、地域活動に従事する。
応急期	発災4日目から7日目	災害情報収集・把握・共有 本部長の指示に基づき参集し、議員活動を行う。参集時以外は、引き続き、地域活動に従事するとともに、災害情報を収集・報告する。
復旧期	発災8日目から1か月	議会機能の早期復旧 本会議・委員会を開催し、復旧に係る予算などの審議を行う。

2 各段階における行動基準

(1) 予測期

区分	行動内容
議員・議会 議会事務局	<input type="checkbox"/> 事前に議会BCPでそれぞれの行動基準を確認する。 <input type="checkbox"/> 安否確認方法の確認を行う。

(2) 初動期

【ア 開庁時（本会議・委員会開会中）】

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 指示があるまで会派室で待機する。

議会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議長・委員長は、会議参加者全員の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 直ちに本会議・委員会を休憩若しくは散会する。 <input type="checkbox"/> 議長・委員長は、議会事務局職員に傍聴者の避難誘導と安全確保を指示する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議会本部の設置を検討する。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 傍聴者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の状況を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備を行う。

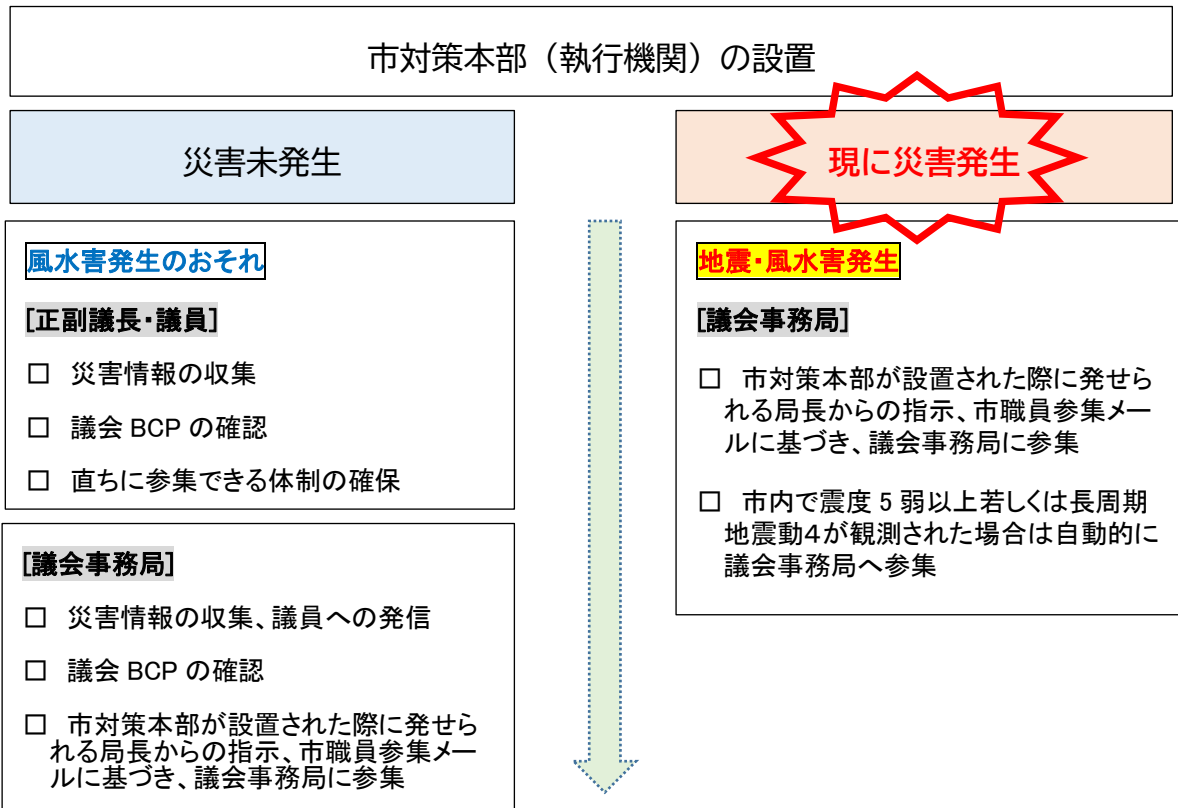
【イ 開庁時（ア以外の場合）】

区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 【登庁時】 <input type="checkbox"/> 指示があるまで会派室で待機するとともに、議会本部に安否等の報告を行う。 【登庁していない時】 <input type="checkbox"/> 議会本部に安否等の報告を行い、本部長から参集指示があるまで連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告にあたる。
議会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議会BCP発動次第、正副議長は正副議長室へ自動参集する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議会本部の設置及び議員の参集を検討する（参集時は議員派遣手続）。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 議会来庁者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の状況を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備

【ウ 閉庁日（時間外・土日祝日）】

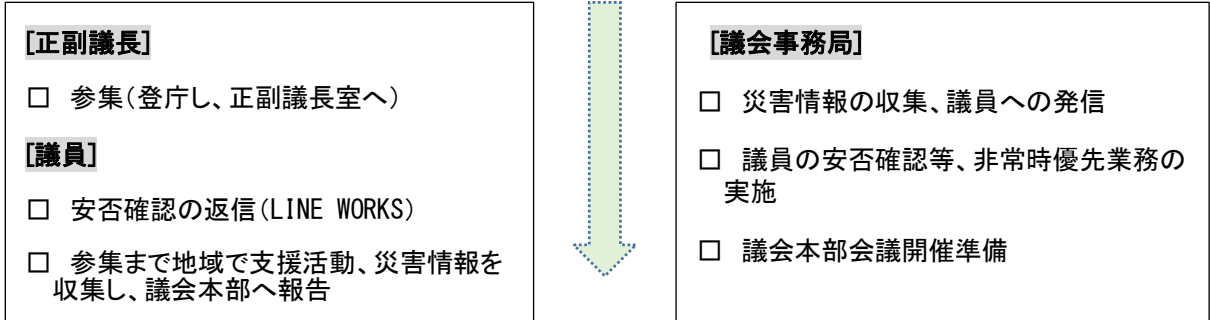
区分	行動内容
議員	<p>[市内にいる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告にあたる。 <p>[市内不在時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 市内への帰路を確保し、速やかに帰宅する。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡のとれる態勢を確保する。 <input type="checkbox"/> 帰宅後、議会本部から参集指示があるまで、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告にあたる。
議会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議会BCP発動次第、正副議長は正副議長室へ自動参集する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議会本部の設置及び議員の参集を検討する（参集時は議員派遣手続）。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 正副議長、議会事務局職員の安否確認を行う。 <input type="checkbox"/> 市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集し、被害状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備

【閉庁日（時間外・土日祝日）における業務継続体制の流れ】

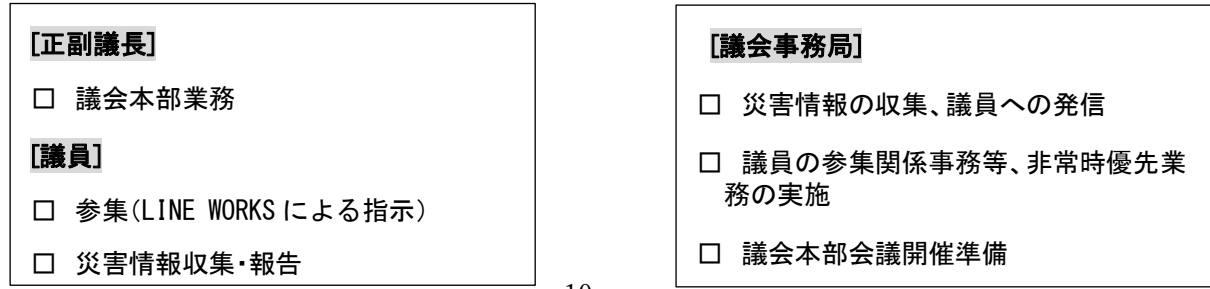


議会事務局長から市対策本部の設置を正副議長に報告
議会 BCP 発動次第、正副議長に参集を依頼

必要に応じ、議長の指示により議会本部を設置



正副議長登庁後、議員の安否確認を集約、必要に応じて議長が議員の参集を指示



(3) 応急期

区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がある時は、市役所に登庁し、議会活動を行う。<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がない時は、連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集にあたる。<input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。<input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を検討する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。<input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備<input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。<input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。

(4) 復旧期

区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がある時は、市役所に登庁し、議会活動を行う。<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がない時は、連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集にあたる。<input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。<input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。<input type="checkbox"/> 迅速な復旧及び復興に向け、必要に応じて国、県、その他関係機関に対して要望活動を行う。<input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を協議する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。<input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備<input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。<input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。

3 安否確認方法

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186(直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171) による。
5	市役所へ登庁し、 議員安否・所在確認表(様式1) を紙面で提出

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法

参集に係る連絡は、LINE WORKS による。

(2) 服装

防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）

※ 防災服着用の際は、桃色の「市議会」の腕章を着用すること。



(3) 携行品（例） ※ 議員の食料、飲料水の市議会としての備蓄はありません。

<input type="checkbox"/> ヘルメット
<input type="checkbox"/> 手袋
<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ
<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> メモ帳
<input type="checkbox"/> 食料（個人用）
<input type="checkbox"/> 飲料水（個人用）
<input type="checkbox"/> 薬（個人用）

(自由記載欄)
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

(4) 交通手段

原則として、徒歩、自転車等による。

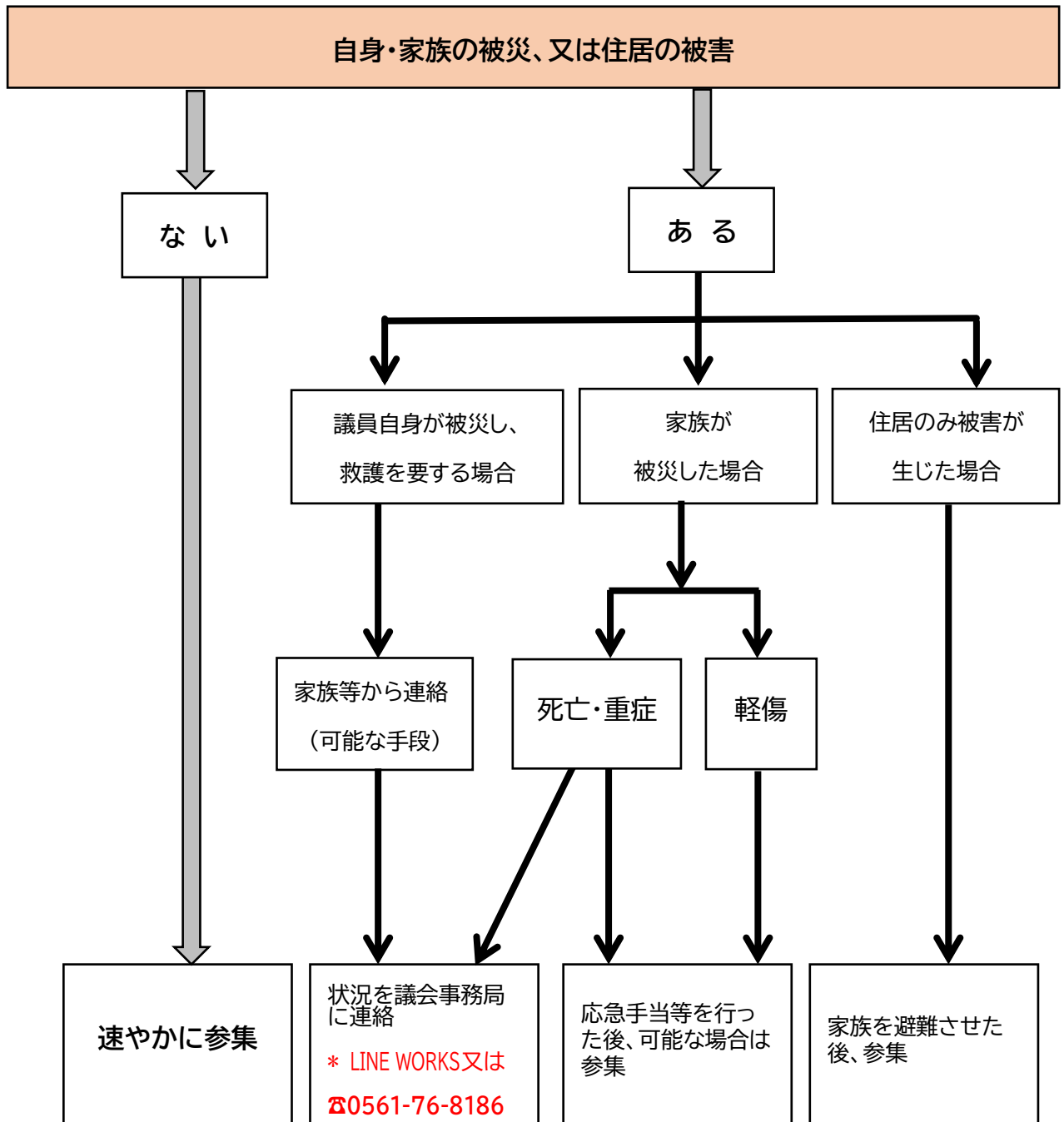
(5) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置をとること。

【議員の参集フロー】



※ LINE WORKS による参集指示



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法などを含めて、家族間で情報を共有しておくことが必要。

5 災害情報等の収集等

議員は、議会本部からの参集指示があるまでは、地域での救助活動等に協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握を行うものとする。

災害情報の報告方法は、**情報収集連絡表（様式2）**を使用して、市議会グループウェアの議会事務局のアドレスへ送付若しくは、直接、議会事務局に提出する。

なお、安否確認及び参集指示以外に LINE WORKS は使用しないこととするため、LINE WORKS で災害情報を報告しないこと。

報告先 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp

6 議会防災訓練

議会BCPを発動した場合に、議員及び議会事務局職員が的確かつ迅速に行動できるよう、議会防災訓練を年1回実施する。議会防災訓練実施後は、議会BCPの内容の検証・点検を行うものとする。

7 災害用携帯ハンドブックの作成

災害時の迅速な対応に備えるため、常時携帯できる「災害用携帯ハンドブック」を作成する。

第7 行動基準（感染症編）

1 発生段階

尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画に準ずる。

状態	発生段階	
	県・市	国
新型インフルエンザ等が発生していない段階	未発生期	
海外で新型インフルエンザ等が発生した段階	海外発生期	
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、愛知県内では発生していない状態	県内 未発生期	国内 発生早期
愛知県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態	県内 発生期	国内発生早期 国内感染期
愛知県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	県内 感染期	国内 感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	

2 段階に応じた行動基準

県内未発生期

- 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。
やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。
- 県外からの視察等の受入れを規制する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

県内発生期

- 議会本部の設置を検討し、設置後は対応方針を協議・決定する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。

やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。

- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

県内感染期

- 議会本部は、市対策本部等と協力、連携し、情報の共有を図る。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

小康期

- 国・県・市の動向等を見極め、議会本部を解散する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張の規制緩和・解除する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加の規制緩和・解除する。
- 市外からの視察等の受入れの規制緩和・解除する。
- 傍聴希望者の制限を緩和・解除する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策の徹底を緩和・解除する。

3 議員が感染した場合

- ① 速やかに議会事務局へ連絡する。
- ② 感染が確認されたら医療機関の指示に従う。

4 感染に係る情報公開

議員が新型インフルエンザ等に感染した場合、プライバシーへの十分な配慮を行った上で、必要に応じて下記の項目について情報公開する。

なお、情報公開する項目については、市の公表項目を参考に変更することができる。

- ① 性別・年代
- ② 保健当局から感染の認定を受けた日付
- ③ 状態（重症・軽症の別、自宅待機等）

第8 その他

1 議員連絡網の整備

議会BCP発動時の不測事態に備え、議員連絡網を整備する。

議員連絡網の連絡先に変更が生じたときは、速やかに議会事務局に申し出ること。

第9 議会BCPの見直し・更新

1 議会BCPの見直し・更新

議会BCPを変更すべき事由が生じた場合は、見直し・更新を行うことができる。

2 議会BCPの実施主体

議会BCPの検証・点検並びに見直し・更新の実施主体は議会運営委員会とする。

第10 各種様式

様式1（地震・風水害） 議員安否・所在確認表

様式2 情報収集連絡表

《参考》安否確認に係る報告事項

様式 1(地震・風水害)

議員安否・所在確認表

確認日時	月日	月	日()	議員氏名	
	時間	午前・午後	時 分		
確認者名				議員住所	

安否情報	議員本人	被災	有	重体 重症 軽傷 その他()	
			無		
	家族	被災	有	配偶者 子ども 親 その他()	
			無	↓ 重体 重症 軽傷 その他()	
所在地	市内	自宅 自宅外()			
	市外	場所 ()			
居宅の状況	被害	有	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他()		
		無			
参集の可否	可 ・ 否		参集可能な時期		
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入				
地域の被災状況					
その他					

様式 2

情報収集連絡表

報告日時	月日	月	日()	受信日時 (事務局)	月日	月	日()
	時間	午前・午後	時		分	時間	午前・午後
議員名				受信者			
連絡先				受信番号			

被災の概況	発生	学区			発生	月日	月	日()	
	場所	住所			日時	時間	午前・午後	時	分
被災の概況									
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	計	人		
		負傷者	重体	人	重症	人	一部損壊	戸	その他
	住宅	全壊	戸	半壊	戸	一部損壊	戸	その他	戸
		床上浸水	戸	床下浸水	戸	計	戸		
応急対策の状況									
避難状況									
その他	※避難者等からの要望事項等を記入								

《参考》 安否確認に係る報告事項

1 LINE WORKS のアンケートを使用した場合

<p>・自分の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 無事</p> <p><input type="radio"/> 軽症</p> <p><input type="radio"/> 重症(骨折等で動けない状態)</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・家族の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 全員無事</p> <p><input type="radio"/> 重症者がいる</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・居宅の被害状況</p> <p><input type="radio"/> 無事、もしくは軽微な損傷</p> <p><input type="radio"/> 半壊、もしくは全壊で住めない</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p>	<p>・現在の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・今後の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・参集の可否</p> <p>今後、参集指示があり、市役所に登庁する場合</p> <p>※参集指示は別途指示があります</p> <p><input type="radio"/> 30分以内に登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 30分～1時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 1時間～3時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 登庁可能だが、登庁に3時間以上かかる</p> <p><input type="radio"/> 登庁不可</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・連絡先(電話番号)</p> <p>・その他連絡事項等</p>
---	--

2 市議会グループウェア、電話、災害伝言ダイヤルにより報告する場合

- (1) 市議会グループウェアで報告する場合、様式は任意とする。
- (2) 以下の5項目について簡単に簡潔に報告すること。

1	議員とその家族の安否
2	議員の所在地
3	議員の居宅の被害状況
4	議員の参集可否と参集可能時期
5	議員の連絡先

×毛欄

メモ欄

尾張旭市議会 BCP
(業務継続計画)

令和6年 月 発行
尾張旭市議会

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地1

電話 0561-53-2111(代表)
0561-76-8186(直通)

内線 652・653

FAX 0561-52-2222

メール syomu@owariasahi-gikai.jp

「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」に係る各会派の意見について

会派名	課 題	解決策
令和あさひ	無	無
市民クラブ	① 要領の位置づけについて 災害時の行動は定められているが、議決機関としての継続の仕組みであるBCPについて未定となっている。	① 要領とBCPの2本立てにするのか、BCPとして1本化するのか、議決権の保障スキームについて案を示して欲しい。
公明党 尾張旭市議団	① 議会本部への報告先について 台風等風水害や大規模地震発生時に、議員は各地域の被災地及び避難所等での情報収集を実施し、必要に応じ議会本部へ報告することとなっているが報告先が明確でない。 ② 災害時に正副議長に事故があるとき（長期又は遠隔の旅行、病気その他何らかの事由によりその職務を自ら行い得ない場合）の対応について	① 報告する連絡先、メールアドレス等を明確にしておく。 ② 災害時に正副議長に事故があるときの対応を決めておく必要がある。
日本共産党 尾張旭市議団	① 議会防災訓練について ② 議員からの議会本部への報告（安否確認や各避難所などの状況）情報収集の内容について	① 携行品を持ち寄って、議会に参集する防災訓練を年に1回義務付ける規定を設け、対応要領や行動マニュアルの内容を確認する作業を続けていくとよい。 ② 確認すべき内容の漏れを防ぐためにも、報告内容の様式を行動マニュアルの中に用意しておくとうい。
愛知維新の会 尾張旭市議団	① 有事の際の連絡方法 現在、議会本部から電話又は市議会グループウェアにて各議員に連絡することになっているが、電話が通じなかったり、プル式の市議会グループウェアでは、情報連携が遅れたりする可能性がある。 ② 議員同士の連携について	① プッシュ式のSNS等の整備が必要である。 ② 議員同士の横の連携については、携帯電話番号の共有やSNSのつながりの整備が有用である。